田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

会告示 ページ
出納員の事務の委任【会計室】
北九州広域都市計画地区計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】
北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】
公告
開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

北九州市告示第473号

次の表の第1欄に掲げる日から、同表の第2欄に掲げる職にある出納員に事故が生じたので、北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第7条の2第1項の規定により、当該事故のある期間、同表の第3欄に掲げる職にある者を出納員に充て、会計管理者をして、当該出納員に同表の第4欄に掲げる事務を委任させた。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

平成30	広報室広報課長	広報室広報課企	会計管理者の命を受け
年12月		画係長	てつかさどる広報課に
4 日			おいて取り扱う現金、
			物品及び有価証券並び
			に使用不能物品の出納
			保管事務

北九州市告示第474号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類地区計画
- 2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
蜑住団地地区計画	北九州市若松区大字蜑住地内
東田東部地区地区	北九州市八幡東区東田四丁目地内
計画	

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第475号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

都市計画の種類用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

	区	区域	
小	倉北区	下到津一丁目及び板櫃町の各一部	

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市公告第790号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区南丘二丁目890番1、890番3から890番21まで、893番9から893番12まで、893番16、893番17及び895番2	北九州市小倉北区木町一丁目6番 4号 株式会社小倉地研 代表取締役 寺田賢作
北九州市八幡西区市瀬一丁目108 2番1、1082番3から1082 番10まで、1088番1、108 8番5から1088番14まで、1 089番1から1089番7まで、 1091番6から1091番9まで、 1095番1、1095番3、1 095番4のうち、1095番5、 1117番1、1117番4及び1 118番1	北九州市八幡西区幸神四丁目7番 4号 辰巳住宅株式会社 代表取締役 増田 修